

【資料 1】

東京都ボランティア活動推進協議会規約

(趣旨)

第1条 東京都ボランティア活動推進協議会（以下「協議会」という。）は、行政・民間団体などの多様な主体が集まって、広く都民にボランティア活動への参加を呼び掛けるなど、ボランティア気運を醸成するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京大会」という。）の成功に向けて、ボランティア活動を円滑に推進するため設置する。

(役割)

第2条 協議会は、構成団体相互の意見交換、情報共有を行い、構成団体それぞれが以下の活動を行うことで、その役割を担う。

- (1) ボランティア活動に関心の薄い都民や受入れ側などへの情報の発信
- (2) 新たなボランティア活動の受入機会や活動しやすいメニュー開拓の働きかけ
- (3) 東京大会の大会関連ボランティアの裾野拡大・都市ボランティアの体制検討
- (4) その他、前条を達成するために必要となる活動

(構成団体)

第3条 協議会は、企業、学校、NPOなど民間団体、町会・自治会、商店会、オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会、国及び地方公共団体など、ボランティア活動を推進することについて賛同した団体により構成する。

(役員)

第4条 協議会に会長及び副会長を置き、会長は東京都知事をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を主宰し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、構成団体以外の者に出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(分科会及び部会)

第6条 協議会運営において必要な、特定の議題について意見交換及び検討を行うため、

協議会に東京大会の大会関連ボランティア分科会及び都市ボランティア検討部会を置く。

- 2 その他必要に応じて、分科会及び部会を置くことができる。

(事務局)

第7条 協議会の庶務は、東京都において処理する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年9月3日から施行する。